

令和 8 年 1 1 月 7 日執行大阪維新の会代表選挙 実施概要  
(日本維新の会大阪府総支部代表選挙としても実施する)

令和 8 年 1 1 月 2 0 日に任期満了を迎える大阪維新の会代表選挙を、大阪維新の会代表選挙執行規則に基づき下記のとおり実施する。

1 選挙日程 (第 4 条)

代表選挙日程 (別紙①) のとおり実施する。

2 代表候補者 (第 5 条・第 6 条)

① 代表候補者となろうとする者は、告示日の下記受付時間、受付場所に、次の書面をもって代表選挙管理委員会委員長に届け出るものとする。

- 一 候補者届出書
- 二 推薦人として本会会員 1 0 人の氏名等を記載した推薦人届出書及び推薦人になることの承諾書
- 三 代表候補者が第 3 条で規定する会員であること及び代表選挙を公正に行うことを誓う旨の宣誓書

② 立候補届出の受付日時、場所

・受付日時 令和 8 年 1 0 月 2 8 日 (水) 午前 9 時 0 0 分～午前 1 1 時 0 0 分

・受付場所 大阪維新の会本部 2 F 「会議室」

※立候補届出終了後、全会員あて、届出状況とともに全体会議開催通知を行う。

③ 代表候補者を辞任する場合は、上記時間内に届出をしなければならない。

④ 立候補予定者に対する説明会を下記のとおり実施する。

・日時 令和 8 年 1 0 月 2 1 日 (水) 午後 2 時 0 0 分～

・場所 大阪維新の会本部 2 F 「会議室」

3 投票 (第 7 条・第 8 条)

① 投票は、全体会議における自書式によることを原則とする。

また、投票は、投票用紙に候補者一人の氏名とともに自身の氏名を記載して行う単記記名投票とする。

② 公務その他の理由により (やむをえず) 全体会議に参加できない会員については、郵便により投票することができる。

郵便投票は、告示日の前日までに欠席の理由を記載した「欠席届」（別紙②）により代表選挙管理委員会に申し出て、告示日以後その申出者に対して代表選挙管理委員会が郵送する投票用紙に代表候補者一人の氏名及び自身の氏名を記入し、これを代表選挙管理委員会宛に郵送して行うこととする。

- ・欠席届提出締切日 令和8年10月27日（火）午後5時00分
- ・欠席届提出先 次のメールアドレスへの送信のみとする。

【メールアドレス [evote@o-ishin.jp](mailto:evote@o-ishin.jp)】

#### 4 代表選挙実施のための全体会議（第9条）

① 代表選挙を実施する全体会議を次のとおり開催する

- ・日時 令和8年11月7日（土） 午後7時00分～
- ・場所 マイドームおおさか（大阪市中央区本町橋2-5）  
3F「Eホール」

② 全体会議における代表選挙は次の流れで行う。

- ・立候補者による立会演説
- ・出席会員による投票
- ・開票（郵便投票、会場投票を含めて）
- ・結果発表 有効投票の最多数を得た代表候補者を当選者と決定

③ 郵便投票のため代表選挙管理委員会が投票用紙を郵送した会員は、代表選挙を行う全体会議には出席することはできないが、観覧することはできる。  
なお、全体会議欠席の理由が消滅した場合は、郵送した投票用紙を持参することで全体会議に出席できる。

#### 5 選挙運動（第10条）

① 代表選挙の選挙運動期間は、告示日から選挙期日の前日までとする。

② 選挙運動は、他の法令等で規制されていることを除き、原則として自由とする。

ただし、何人も、代表選挙に関して買収及び供応、代表候補者の名誉を傷つける行為 その他選挙の清潔、明朗及び公正を害する行為を行ってはならないものとする。

③ 代表選挙管理委員会は、前項の行為が行われたと判断した場合は、その事実を公表するとともに、当該行為の中止勧告、注意、警告、処分等を行うものとする。